

スマートＩＣの名称原案について

スマートＩＣ整備事業制度実施要綱の運用（平成 26 年 6 月 30 日）より抜粋

5. スマートＩＣの名称

- (1) スマートＩＣの個別箇所の名称の検討について
スマートＩＣの名称については、地区協議会において名称案を検討し、地区協議会で決定された名称案を、会社及び機構に伝えることとする。
- (2) 標識適正化委員会への意見徴収について
スマートＩＣの名称を地区協議会が検討するにあたっては、標識適正化委員会の事務局に対し、地区協議会の検討状況を伝え、標識適正化委員会の意見も聴取して名称を検討するものとする。
- (3) スマートＩＣ名称の原案について
スマートＩＣの名称は、当該ＩＣの利用者に対し、ＥＴＣ専用のＩＣであることが明確に判別可能な名称とする必要がある。特にＳＡ・ＰＡ接続型の場合は、既存のＳＡ・ＰＡに設置される出入口であることが明確に判別可能となる名称とする必要があり、スマートＩＣの名称の検討にあたっては、原則として当該ＳＡ・ＰＡの名称を用い、かつ「スマートインターチェンジ」を用いた名称を原案とされたい。

上記を踏まえ、

- ① スマートＩＣの利用者に対し、ＥＴＣ専用のインターチェンジであることが明確に判断できること。
- ② 実施計画書にて使用した「(仮称)」が、新聞記事等に掲載され、周知が進んでいること。
- ③ 平泉町を全国に広く周知できること。

以上の要件及びスマートＩＣ整備事業制度実施要綱の運用を踏まえ、名称原案として、次の名称を提案する。

名称原案 **平泉スマートインターチェンジ**